

昭和63年度

# 歩道除雪機

(安全対策型)



建設省 北陸地方建設局



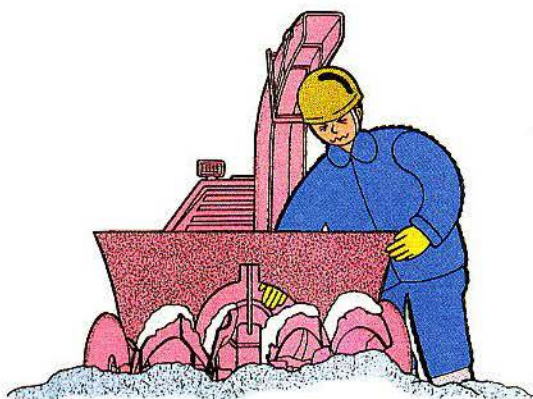
# 概 要

近年、ハンドガイド式ロータリ除雪機が一般家庭や事業所等に急激に普及し始め、それに伴ない事故が多発している。

一方、国や縣市町村においても従来からハンドガイド式ロータリ除雪機が歩道除雪用の機械として使用されてきているが、歩道除雪の一層の推進といった背景の中で、今後これらの機械の使用ひん度の増加が予想されることから、早急な安全対策が要望されていた。

そこで、過去の事故発生事例を基に、それらの事故を防止するための安全対策機構として、歩道除雪機が最低限具備すべき10項目を、「安全規格」としてとりまとめたものである。

## 代表的な事故パターン

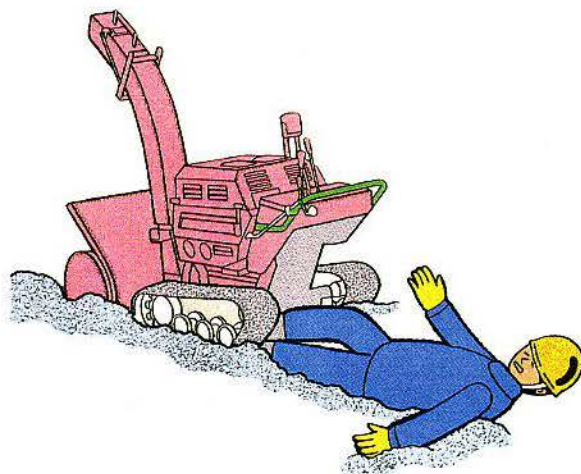


### 雪づまり除去時の事故

雪づまり除去時にオーガ・フロアで手、指等を負傷

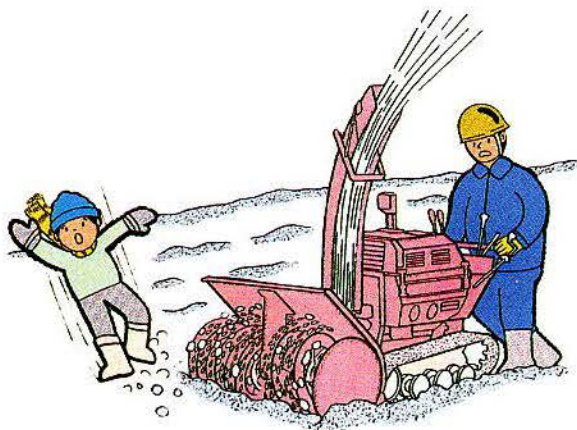
### 後進時の事故

後進時にオペレータが転倒し、クローラにはさまれ負傷



### 第三者の事故

作業中に第三者が装置前方で転倒したが、とっさのことで混乱し、装置の停止が遅れて負傷

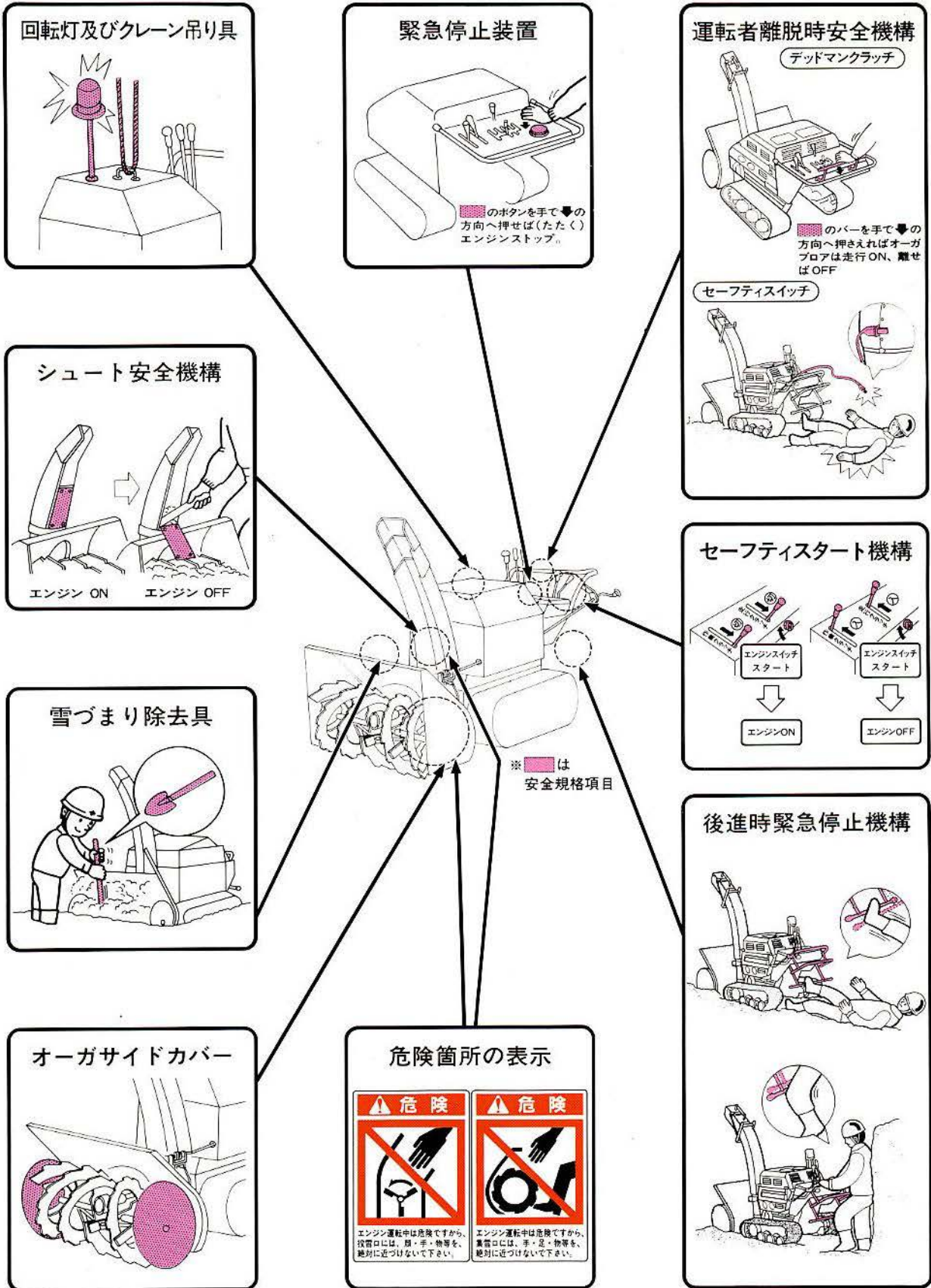




# 事故パターンと「安全規格」

事故のパターン	対策内容	具備すべき安全機構	
		安全機構のイメージ	「安全規格」項目
雪づまり除去時にオーガ・フロアで手、指等を負傷	雪づまり除去時にはオーガ・フロア及びエンジンを機械的に停止させる	オペレータが機械操作ハンドルから離れば、オーガ・フロア又はエンジンが止まる	運転者離脱時安全機構
		フロア等へ手等の一部が容易に届かないシュートカバーを装備し、シュートカバーを開くとオーガ・フロア、エンジンが停止する 又はオーガ・フロアが停止しなければシュートカバーが開かない	シュート安全機構
	雪づまり除去時に、人が直接オーガ・フロアに触れない	専用の除去具で雪づまりを除去する	雪づまり除去具
シャープピンを交換している時に第三者がエンジンを始動させ負傷	エンジンをONにしても作業装置や走行装置が同時スタートしない	作業装置や走行装置のクラッチがONの時は、エンジンスタートできない	セフティスタート機構
後進時にオペレータが転倒して、クローラにはさまれて負傷 (後進時にオペレータが障害物にはさまれて負傷)	後進時にオペレータが転倒(はさまれた)状態で、機械的に走行をストップさせる	オペレータ転倒(はさまれ)状態で容易に操作可能な位置に、走行ストッパー等を設置する	後進時緊急停止機構
		オペレータが操作ハンドルから手を離せば走行ストップ	運転者離脱時安全機構
オーガ側面で人が転倒し、足先を負傷	オーガ側面の露出部分を無くす	オーガ側面を平滑な鉄板等で覆う	オーガサイドカバー
機械を移動のためトラックに積込時、歩み板から機械とオペレータが転落して負傷	歩み板による積み込み、積み卸しは危険の度合いが大きいいため、クレーン等を利用する	容易に積み込み、積み卸しが可能なように、アイプレート又はアイボルトを装着する	クレーン吊り具
作業中に第三者が装置前方で転倒したが、とっさのことで混乱し、装置の停止が遅れて負傷	緊急時に最も単純な操作で、作動している全機能を停止させる	オペレータの手が容易にとどく範囲内に、エンジンの緊急停止ボタン等を設置する	緊急停止装置

# 「安全規格」の概要



注) 上記10項目の「安全規格」は、昭和63年度に「歩道除雪機安全対策指針(案)」として、雪寒関係地方建設局及び県、市町村にフィードバックされた。